

第二回新人監督映画祭応募規約

■コンペティション部門

概要と目的

新人監督映画祭(以下、映画祭)は2015年10月31日から11月3日までの4日間、東京都中野区内にて開催予定、新人監督映画祭実行委員会(以下、実行委員会)によって組織、運営されるものである。

この映画祭は、地域発信映画のほか、エンターテインメント性豊かな作品を対象にしたもので、目的として新しい才能の発見・育成や、映画による日本各地域の文化交流・相互理解の促進を通じて、市民、映画人、観客の三者の出会いの場を提供し、地域の再発見に繋げ、日本映画の質の向上と海外に向けての普及に寄与することを目指す。

第1条 応募条件

- 1) 自主制作作品を基本とし、出品応募者のプロ・アマは問わない。
- 2) DVD(上映時はブルーレイも可)。
- 3) 短編部門(30分まで)、中編部門(31～60分)、長編部門(61～120分を目安)、マイクロムービー部門(90秒)であること。
- 4) マイクロムービー部門は3作品セットで、シリーズものである必要はない。
- 5) ドラマ、ドキュメンタリー、アニメーション、CG等、ジャンルは問わない。
- 6) 2012年以降に制作された作品であること。
- 7) 映画祭期間中、監督または主演俳優が映画祭に参加可能であること。
- 8) 「著作権・権利処理に関する条件」への同意があること。
- 9) 第一回新人監督映画祭で上映されたフォアキャスト部門の作品またコンペティション部門のミネート作品は応募できません。

第2条 参加申込

公式ホームページよりエントリー専用フォームから登録後、送られてきたメールの内容に基づき、下記をコンペティション出品事務局まで送付すること。

- 1) 応募作品本編、及び30～90秒間程度の予告編を収納した審査用DVDビデオ
(マイクロムービー部門については、予告編の収納は不要)
- 2) 応募用紙 ※自動返信メールをプリントアウトしたもの
- 3) 作品概要と監督のこれまでの創作活動に関する経歴など200～300文字程度の資料(複数作品を応募する場合は応募作品ごとに資料が必要)

第3条 審査費用

上記提出後5日以内に、1作品につき2,000円の審査費用を以下に記載した銀行口座に振込送金すること。マイクロムービー部門は3作品セットで1作品とする。

(振込先)

・西武信用金庫 薬師駅前(やくしえきまえ)支店 普通預金 1200788

・名義「新人監督映画祭プロジェクト合同会社」

(シンジカンクエイガサイプロジェクトゴウドウガイシャ)

※振込人名義は、エントリーフォームの「出品代表者名」と統一してください。

(作品送付先)

新人監督映画祭 2015 実行委員会 コンペティション出品事務局

〒107-0062

東京都港区南青山 3-5-2 南青山第一ニラサワビル 3F ダモア MC 内

TEL:03-6438-0710

FAX:03-6438-0810

E-mail:entry@ndff.net

※DVDの再生確認を必ず行い送付して下さい。再生できない場合は無効となります。

※DVDの返却はおこないません。マスターテープを送らないようご注意ください。

第4条 募集期間

2015年6月1日(月)～7月31日(金)当日消印有効

第5条 予備選考

映画祭で公式上映される作品は、本映画祭の作品選考委員会が決定する。

選考結果は2015年9月中に、メールまたは電話にて応募者に通知されるものとする。

第6条 映画祭への参加

コンペティション部門及びフォアキャスト部門・マイクロムービー部門での上映が決定した作品(以下、出品作品)は1作品について最低でも、監督1名が映画祭に参加しなければならないこととする。

1) 監督は自身の作品の公式上映において、舞台挨拶に参加する事。

2) 交通費・宿泊費等は自己負担とする。

第7条 作品に使用する著作物の権利について

応募作品の著作権は作者に帰属するものとする。応募作品は著作権と作品を使用する

権利を出品応募者が持つものに限る。作品に原作がある場合、著作権者からの使用許諾等は応募者が得るものとする。また、作品に使用する音楽、画像、写真、文書等、すべての著作物の著作権及び著作隣接権に関する手続きは、応募者が責任を持って行う。

既製の音楽や映像の著作権については使用許諾及び使用料等、所定の手続きを済ませた上で応募すること。第三者からの権利侵害等に関する紛争については応募者が解決するものとし、損害賠償等について映画祭実行委員会は一切の責任を負わないものとします。

映画祭当日または主催者が行う広報活動には、出品作品及び予告編を非独占的に、複製（静止画のキャプチャーを使用したチラシ作成など、放送方式の変換も含む）、編集（全部、または一部）、インターネット配信を行えるものとします。

上記について、改めて権利処理の確認をさせて頂く場合があります。

著作権処理がされていない作品の場合、ノミネートあるいは上映が取消となる可能性があります。予めご了承ください。

第8条 著作権・権利処理に関する条件

応募者は下記の条件に同意したものとみなします。

- 1) 新人監督映画祭実行委員会は、コンペティション部門ノミネート上映作品とフォアキャスト部門上映作品・マイクロムービー部門上映作品について、映画祭の後1年間(以下、利用期間)の間、非独占的に利用(複製、上映、放送、配信、サブライセンス、宣伝広報活動等)できるものとします。
- 2) 上記作品は、新人監督映画祭ノミネート作品・フォアキャスト上映作品・マイクロムービー部門上映作品として放送、インターネット配信される可能性とビデオグラム化されて販売される可能性があります。
- 3) 放送、インターネット配信、あるいはビデオグラム販売の宣伝広報活動の目的で、プロモーション用の素材(作品の全部または一部を使用)を作成し、TV放送、インターネット、携帯端末、印刷媒体等の告知媒体で利用できるものとします。

以 上